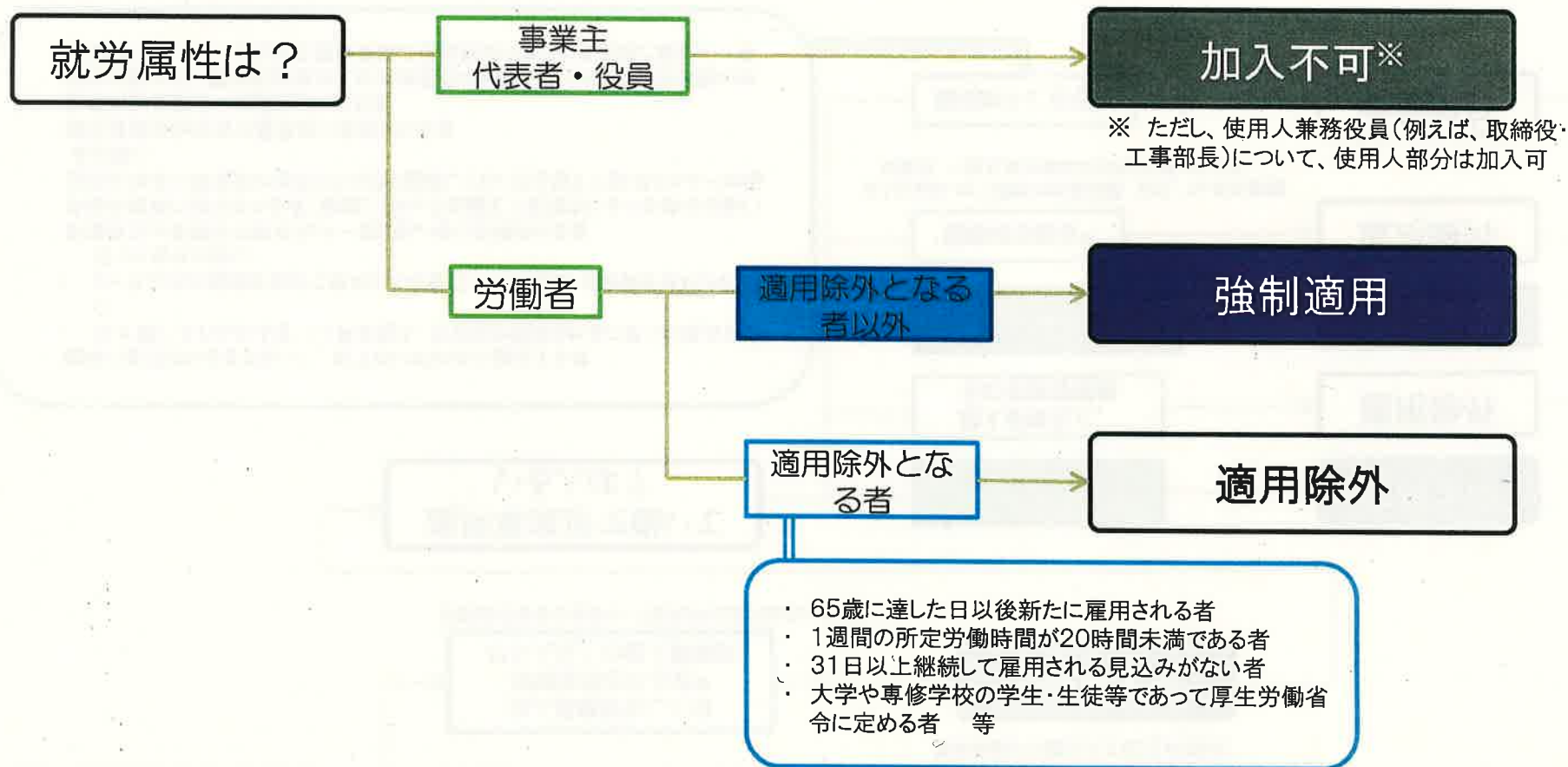


## ○雇用保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くのハローワーク等にお問い合わせ下さい。



- ・ 強制適用となる者は、雇用保険の被保険者となります。
- ・ ただし、労働者のうち、日々雇い入れられる者で、日雇雇用保険に加入する場合は、被保険者自らが届け出る必要があります。

# (参考)社会保険の適用関係について②

## ○医療保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。

事業所の形態は？

常時使用される者※が  
5人未満の個人事業所

※家族従事者を含まない(使用される者ではないため)。

協会けんぽ等の  
適用事業所で  
はない※

※事業所従業員の1/2以上の加入同意がある場合、  
健康保険に任意加入することができる

国民健康保険、国民健康  
保険組合に個人で加入

法人事業所もしくは  
常時使用される者※  
が5人以上の個人事業所

※家族従事者を含まない(使用される者ではないため)。

適用事業所

適用事業所で働いて  
いる人は？

法人代表者・役員  
(常勤である者)

強制適用

個人事業主と、  
その家族従業員

適用除外

常用労働者(適用除外  
となる者以外)

強制適用

短時間労働者※

適用除外

※1日あるいは1週間の労働時間、及び、1ヶ月の勤務  
日数が、一般社員の概ね4分の3未満である者

適用除外となる者

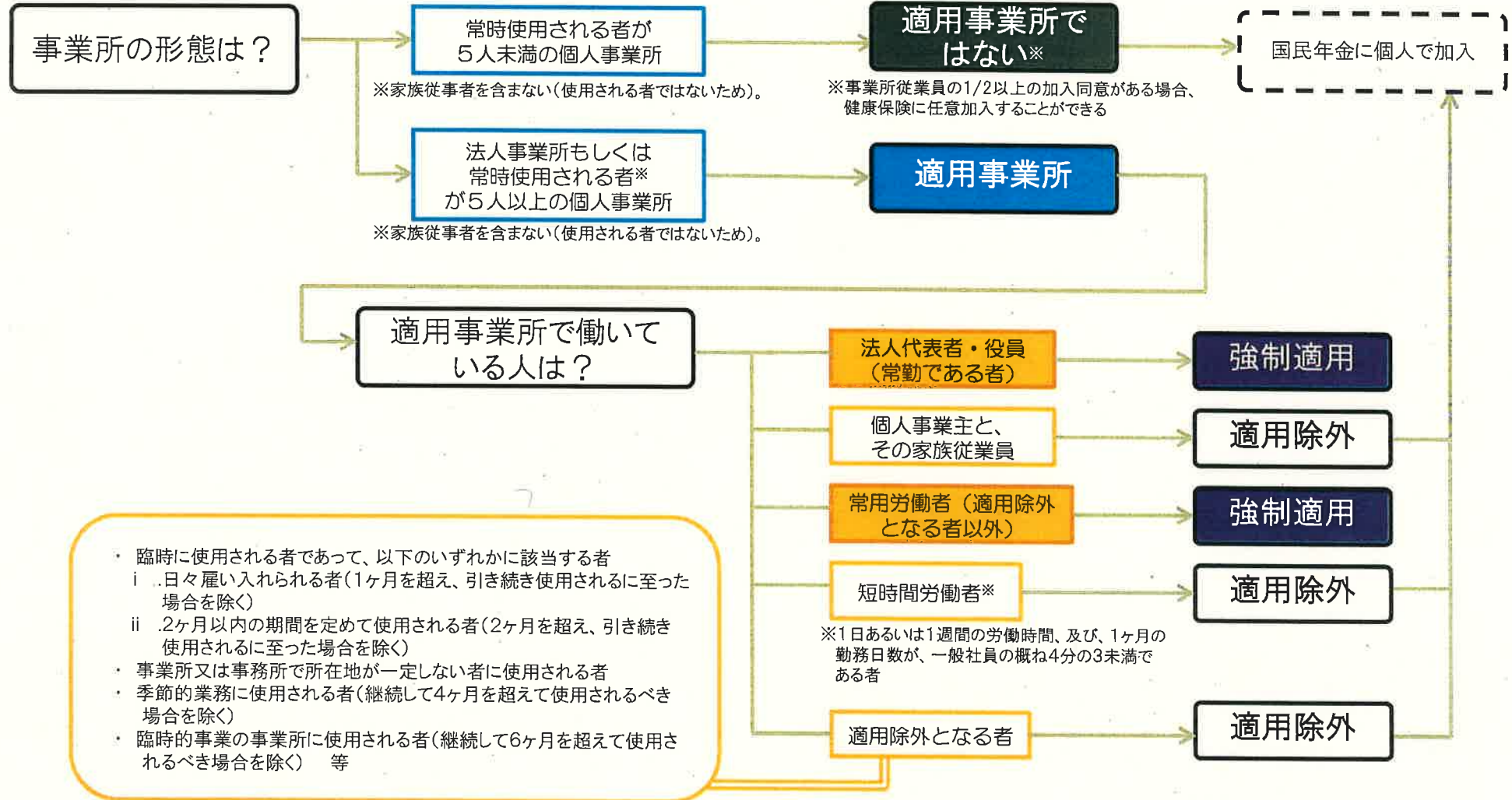
適用除外

- ・ 臨時に使用される者であって、以下のいずれかに該当する者
  - i . 日々雇い入れられる者(1ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
  - ii . 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(2ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
- ・ 事業所又は事務所で所在地が一定しない者に使用される者
- ・ 季節的業務に使用される者(継続して4ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
- ・ 臨時的事業の事業所に使用される者(継続して6ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
- ・ 国民健康保険組合の事業所に使用される者
- ・ 後期高齢者医療の被保険者となる者
- ・ 厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者(健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。)等

- ・ 適用事業所に使用されるが適用除外となる者で、一定の条件を満たす者は、健康保険の日雇特例被保険者となります。
- ・ 強制適用となる者は、協会けんぽ、健康保険組合等の被保険者となります。
- ・ 強制適用となる者であっても、厚生労働大臣の承認を受けた場合は、健康保険の被保険者ではなく、国民健康保険組合の被保険者となることができます。
- ・ 生活保護を受給している者は国民健康保険の適用除外となります。

## ○厚生年金保険

※本資料は社会保険の大きな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



・強制適用となる者は、厚生年金保険の被保険者となります。

